○農林水産省告示第二千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町岩字北園七三六、字城ノ浦七七六、字北園七五三の一・七五五・字城ノ浦七七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北園七五三の一、七五五、字城ノ浦七七五、字北園七三六・字城ノ浦七七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　茨城県東茨城郡城里町大字大網字度丸六一四の五、大字徳蔵字中山一一七三の一、字初庭入一二四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市宇留野字上坪六七〇から六七二まで、六七二の一、六七三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字下桑原八二九の三、八三〇の九、八三〇の一〇、八三〇の一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大字下桑原八二九の三・八三〇の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字下桑原八三〇の九・八三〇の一〇・八三〇の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町伏拝字下モ地八〇四の五、字城栗須八五〇の一、一四二六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ地八〇四の五・字城栗須八五〇の一・一四二六の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字細川字大佐古三九三の二一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県佐久市内山字ぬかり窪一三六五、字苦水日向一三七八の一、一三七九の一、一三八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字苦水日向一三七八の一、一三七九の一、一三八〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。